

# 支 部 規 約

昭和57年5月11日制定  
平成21年6月19日改正（第3次）  
平成29年5月19日改正

## （目 的）

第 1 条 定款第61条の規定により本組合に設置する支部の構成及び運営は、本規約の定めるところによる。  
（地域及び名称）

第 2 条 本組合の支部は、定款中の別表1及び2に掲げる地域ごとに組織する。この場合において、同表中「地域」とあるのは「支部」と読み替えるものとする。  
2. 複数行政地域で構成する支部において、単一行政地域ごとに事業活動を行う場合には、前項の規定にかかわらず、単一行政地域名を支部名として呼称することができる。  
3. 前項にかかわる申出があったときは、理事会において、その諾否を決する。

## （業 務）

第 3 条 支部は、次の業務を行う。  
（1）本組合の事業の連絡推進及びその実行の徹底を図るための事業  
（2）当該地域内において行う共同経済事業の連絡及び調整のための事業  
（3）当該地域内の組合員の意見のとりまとめ及び本組合に対するその伝達のための事業  
（4）必要ある場合、隣接支部と協力して地域のエリア会を設置し、共通事項の処理に当るための事業  
（5）その他前各号に付帯する業務

## （構 成）

第 4 条 支部は、その地域に属する組合員（複数事業所を有する組合員にあっては、その地域内に存する事業所）をもって構成する。

## （役 員）

第 5 条 支部に支部長1人、副支部長若干名、支部会計2人、支部幹事若干名及び支部監査2人の役員を置く。

## （役員を選出）

第 6 条 支部長、副支部長、支部会計、支部幹事及び支部監査は、支部総会において支部に属する組合員のうちから選出する。この場合支部長は理事から選出することが望ましい。  
2. 支部役員の実選は無記名投票によって行い、有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。  
3. 第2項の規定にかかわらず、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方法によって行うことができる。  
4. 指名推薦の方法により役員候補者を選ぶ場合における被指名人の選定は、その支部総会において選任された選考委員が行う。  
5. 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを支部総会にはかり決定する。

## （役員任期）

第 7 条 支部役員の実任期は2年とする。  
2. 補欠のため選任された役員の実任期は、その前任者の残任期間とする。

## （役員職務）

第 8 条 支部長は支部を代表し、支部の業務を総括する。  
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、あらかじめ定めた順位に従いその職

務を代行する。

3. 支部長、副支部長ともに事故あるときは、支部役員会において支部会計及び支部幹事のうちからその代行者1人を定める。

(支部総会)

- 第 9 条 支部総会は通常支部総会及び臨時支部総会とする。通常支部総会は毎事業年度終了後2カ月以内に、臨時支部総会は必要あるときはいつでも支部役員会の議決を経て支部長が招集する。
2. 支部総会の議長は、原則として総会ごとに出席した組合員又は組合員たる法人の代表者の支部役員のうちから選任する。
  3. 支部総会については、定款第44条（総代会招集の手続）、第46条（書面又は代理人による議決権の行使）、第47条（総代会の議事）及び第51条（総代会の議事録）の規定を準用する。

(支部例会)

- 第 10 条 支部例会は本組合の事業の連絡推進及び実行の徹底並びに当該地域内の組合員の意見のとりまとめ及び本組合に対するその伝達のため、原則として毎月1回開催する。
2. 支部例会は支部長が招集し、その議長となる。

(支部役員会)

- 第 11 条 支部役員会は、支部長、副支部長、支部会計及び支部幹事をもって構成する。
2. 支部役員会は第3条の業務を遂行するために必要な事項を審議する。
  3. 支部役員会は原則として月1回以上開催する。
  4. 支部役員会は支部長がこれを招集し、その議長となる。

(総代の選出方法)

- 第 12 条 総代は、組合員又は、組合員たる法人の代表者であって、立候補し、又は推薦を受けた者のうちから支部総会において選挙する。
2. 第1項の規定による立候補者又は候補者の推薦をした者は、支部総会の会日の15日前までに、立候補した旨又は被推薦者の氏名を所属支部に届け出なければならない。
  3. 有効投票の多数を得た者を当選人とする。  
ただし得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。
  4. 第1項の規定による立候補者又は推薦を受けた者の数が選挙すべき総代の数をこえないときは、投票を行わず、その者を当選人とする。
  5. 第1項及び第3項の規定にかかわらず、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方法によって行うことができる。
  6. 指名推薦の方法により総代候補者を選ぶ場合における被指名人の選定は、その支部総会において選任された選考委員が行う。
  7. 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを支部総会にはかり決定する。

(経 費)

- 第 13 条 支部経費は、本組合よりの交付金、支部内の組合員からの負担金及びその他の収入を以ってあてるものとする。

(事業年度)

- 第 14 条 支部の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(報 告)

- 第 15 条 支部は本組合に対し毎事業年度終了後、業務及び経理状況並びに支部役員の異動を文書をもって報告しなければならない。

(細 則)

- 第 16 条 この規約に定めるほか、支部の運営に必要な事項は細則で定める。